

公共用自転車駐車場整備運営基準

1 整備基準

(1) 整備台数

- ・下表の台数以上で整備すること。

区画種別	整備台数
自転車	150 台
バイク（原動機付自転車及び自動二輪車 125cc 以下）	50 台

- ・再整備工事の施工期間中については、需要に応じた台数を確保すること。
- ・公共用自転車駐車場運用開始後 1 年以上経過した後で、需要に対して車両種別ごとの収容台数と利用台数に乖離が発生した場合については、本市と協議し、本市の了承を得て、収容台数の内訳を変更することは可能とする。

(2) ゾーニング

- ・自転車とバイクの駐車区画は、明確に分けることとする。

(3) 通路

- ・通路の交通量から主線と支線を判断し、適切な通路幅員を確保する。各通路幅員は下表の値以上とし、通路の設置位置や形状等については、利用者や第三者の安全に特に留意した計画とするとともに、出入りの処理能力を十分確保した利便性の高い計画にするものとする。

通行する車種	主線通路	支線通路
自転車	1.5m	1.3m
原動機付自転車	1.9m	1.5m
自動二輪車	1.9m	1.9m

(4) 出入口

- ・出入口は最低 2 箇所設けることとし、1 箇所は車両の出入庫を考慮した「自転車等出入口」とし、もう 1 箇所は利用者の方の出入りを考慮した「歩行者出入口」とする。
- ・出入口の配置は、動線や敷地形状等を考慮して「歩行者出入口」を目的地（駅等）側に配置し、「自転車等出入口」を反対側に配置することを標準とする。
- ・出入口の位置については、近隣の居住環境を阻害しないように十分留意し、事業実施に際して、事前に道路管理者（旭土木事務所）及び交通管理者（旭警察署）と協議するものとする。

(5) 駐車区画

- ・自転車等の標準的な駐車ますの大きさは下表の値以上を原則とする。ただし、ラック等の設備を設置する際には、ラック等のメーカーが推奨する寸法以上とすること。

	長さ	幅
自転車	1.9m	0.6m
原動機付自転車	1.9m	0.8m
自動二輪車	2.3m	1.0m

(6) 照明施設等

- ・自転車駐車場には、利用者の安全性の確保、自転車駐車場の適正な管理及び盗難防止等の防犯の観点から、照明施設及び防犯カメラを適切に設置すること。

(7) 案内版等

- ・公共用自転車駐車場としての適正な利用を促すため、自転車駐車場の利用案内や連絡先等を記した案内板や表示板を視認性が高い場所に配置すること。

2 管理運営基準

(1) 利用時間

- ・利用時間は、24 時間開放を原則とする。

(2) 利用形態

- ・市営自転車駐車場の利用者が継続して利用できるよう定期利用枠と一時利用枠を用意し、利用形態の台数配分は需要に応じて対応することとする。

(3) 利用料金

- ・市営自転車駐車場の料金体系（下表参照）が選択できるものとし、かつ不特定多数の者が公平に利用できる料金体系とする。ただし、一部の駐輪利用者に対し、特別のサービス等の提供に応じて料金帯に差をつけることは可能とする。

区分		自転車		バイク（125cc 以下）	
		屋根あり	屋根なし	屋根あり	屋根なし
定期	1 ヶ月	2,000 円	1,500 円	2,500 円	2,000 円
	3 ヶ月	6,000 円	4,500 円	7,500 円	6,000 円
一時利用※		100 円	80 円	130 円	100 円

※一時利用：24 時間／1 回

- ・身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳を持っている方及び生活保護・中国残留邦人等支援給付を受けている方については、利用料金を免除と

する運用を行うこととする。

(4) 整理等

- ・利用者が安全で気持ちよく自転車駐車場を利用できるよう、場内の整理・清掃を適切に実施すること。

(5) 近隣対策

- ・隣接する土地所有者等の敷地に対して、ゴミの投棄や不正駐輪等の迷惑行為が発生しないよう適切な管理運営を行うこと。
- ・自転車駐車場の管理運営について、近隣土地所有者等や一般市民からの苦情や問い合わせがあった場合は、誠実に対応し、自らの費用負担と責任において解決すること。